



2024年5月15日

各 位

会 社 名 昭和化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 石橋健藏  
(コード4990 東証スタンダード)  
問合せ先 経営管理部長 笹元 岳  
(TEL. 03-5575-6300)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2024年6月27日開催予定の第97期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度の導入

(1) 導入の目的

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、現在年1回の期末配当に加え、中間配当制度を導入するものであります。

(2) 中間配当基準日 毎年9月30日

中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が2024年6月27日開催予定の第97期定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

(1) 変更の理由

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当（中間配当）をすることができる規定を新設するものであります。

(2) 変更の内容

現行定款	変更案
(剰余金の配当の基準日) 第40条 当社の期末配当金の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第40条 (現行どおり) 2 前項のほか、 <u>取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>
(配当の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。	(配当の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、 <u>期末配当及び中間配当金</u> が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。

(3) 日 程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2024年6月27日  
定款変更の効力発生予定日 同上

以上